

「太平洋種にしん」の輸入割当てについて

上記の件について、下記により輸入割当てを行います。

記

【注意】

先着順割当ても、委任状による代理申請が可能です。ただし、1人の代理人が複数の申請を取りまとめて行うことはできません。申請には、他の申請者の代理人となっていない本人又は代理人が1人でおいで下さい。また、申請書類を審査いたしますので、申請内容をよく理解した上でおいで下さい。

なお、申請書類の不備等の場合又は申請者以外の者による申請が判明した場合は失格となりますので、十分ご注意下さい。

本輸入発表に係る輸入割当て証明書(IQ)と当該証明書に基づき取得した輸入承認証(IL)の有効期間は各々原則6か月です。また、先着順割当ての通関期間は、輸入割当日から3か月です。

※ 本輸入発表でいう「太平洋種にしん」とは *Clupea pallasii* に該当するものをいいます。

※ 全割当て申請に係る書類審査において申請書類を持参する者の身分確認を行いますので、申請書類を持参する者は別紙様式6に従い作成した書類1通及び本人を確認できる書類(社員証、運転免許証、健康保険証、旅券(パスポート)、年金手帳に限る。名刺は不可。)を併せてご用意下さい。

1 申請者の資格

(1) 商社割当て(実績割当て)

過去の「太平洋種にしん」の輸入発表に基づき商社割当て(実績割当て)を受けた者又は平成18年度「太平洋種にしん」の輸入発表(平成19年3月28日付け輸入発表第29号をいう。以下同じ。)若しくは本輸入発表に基づき先着順割当てを受けた者であって、次のすべての要件を満たすもの

- ① 過去の「太平洋種にしん」の輸入発表に基づき商社割当て(実績割当て)を受けた者にあつては、当該輸入割当てにより、平成19年2月1日から平成20年1月31日までの期間に太平洋種にしんを輸入通関した実績を有する者であつて、太平洋種にしんを自己の名と計算において輸入通関することが確実であると認められるもの(自己の名で貨物の荷受け、税関輸入申告、代金の対外決済等が行われていること及び行われること。)
- ② 平成17年度「太平洋種にしん」の輸入発表(平成18年3月24日付け輸入発表第38号をいう。)に基づき商社割当て(実績割当て)を受けた者にあつては、当該輸入割当てを受けた日から平成20年1月31日までの太平洋種にしんの輸入通関数量(消化実績)が当該輸入割当て数量の80%以上であること(消化実績が80%未満の場合であつて、合理的な理由があると認められる場合は、この限りではない。)
- ③ 平成18年度「太平洋種にしん」の輸入発表又は本輸入発表に基づき先着順割当てを受けた者にあつては、申請日前日までの輸入通関数量(消化実績)が当該輸入割当て数量の80%以上(2回以上輸入割当てを受けた者にあつては、各々の輸入割当て数量の80%以上)である者(消化実績が80%未満の場合であつて、合理的な理由があると認められる場合は、この限りではない。)であつて、太平洋種にしんを自己の名と計算において輸入通関することが確実であると認められるもの(自己の名で貨物の荷受け、税関輸入申告、代金の対外決済等が行われていること及び行われること。)
- ④ 本輸入発表に基づき商社割当て(実績割当て)の追加申請を行う者にあつては、2の(2)の①の申請受付開始日(平成20年4月11日)に商社割当て(実績割当て)の申請を行い当該輸入割当てを受けていること(ただし、本輸入発表に基づき先着順割当てを受けた者にあつては、この限りではない。)
- ⑤ 本輸入発表に基づき既に商社割当て(実績割当て)の追加割当てを受けている者(本輸入発表に基

づき先着順割当てを受けた者であって更に商社割当てを受けた者を含む。)にあっては、追加割当分に係る輸入通関数量(消化実績)が当該輸入割当数量の80%以上であること

(2) 需要者割当て

水産庁長官から発注限度内示書(以下「内示書」という。)の発給を受けた者から発注を受けた者

(3) 海外水産開発割当て

海外において持続可能な水産資源開発を行う当該国政府機関が認めた漁業管理団体等と協力し、我が国への当該資源の安定供給を図ることができるものとして水産庁長官が認めた者

(4) 先着順割当て

1の(1)を申請する者以外の者であって、次のすべての要件を満たすもの

- ① 太平洋種にしんの輸入契約を締結した者であって、当該輸入契約に基づき自己の名と計算において輸入通関することが確実であると認められるもの(自己の名で貨物の荷受け、税関輸入申告、代金の対外決済等が行われていること及び行われること。)
- ② 平成18年度「太平洋種にしん」の輸入発表に基づき先着順割当てを受けた者にあつては、申請日前日までの輸入通関数量(消化実績)が当該輸入割当数量の80%以上(2回以上輸入割当てを受けた者にあつては、各々の輸入割当数量の80%以上)であること(消化実績が80%未満の場合であつて、合理的な理由があると認められる場合は、この限りではない。)

2 書面申請手続

(1) 提出先

貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課農水産室(水産班)
電話 03(3501)1511 内線3261

(2) 申請受付期間

① 1の(1)商社割当て(実績割当て)に該当する者

平成20年4月11日の午前10時から正午まで及び午後1時30分から午後3時まで(受付場所は、当省本館2階東3:2東3共用会議室)

追加の申請(本輸入発表に基づき先着順割当てを受けた者を含む。)については、平成20年5月12日から平成21年2月11日まで(ただし、行政機関の休日(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項各号に掲げる日。以下同じ。)を除く。)の午前10時から正午まで

② 1の(2)需要者割当てに該当する者

平成20年4月11日並びに平成20年4月12日から平成20年7月11日までの毎週火曜日及び木曜日(ただし、行政機関の休日を除く。)の午前10時から正午まで(平成20年4月11日に限り、受付場所は、当省本館2階東3:2東3共用会議室。受付時間は、午前10時から正午まで及び午後1時30分から午後3時まで)

③ 1の(3)海外水産開発割当てに該当する者

平成20年4月22日から平成21年4月21日までの毎週火曜日及び木曜日(ただし、行政機関の休日を除く。)の午前10時から正午まで

④ 1の(4)先着順割当てに該当する者

平成20年4月11日から平成21年1月10日まで(ただし、行政機関の休日を除く。)の午前10時から正午まで(平成20年4月11日に限り、受付場所は、当省本館2階東3:2東3共用会議室)

(3) 申請書類

①-1 商社割当て(実績割当て)を申請する場合

ア 輸入割当申請書(2通)

イ 1の(1)の①及び②又は③にいう輸入通関した実績を証する輸入承認証の原本及びその写し

ウ 1の(1)の①又は③にいう輸入通関した太平洋種にしん全量に係る代金の対外決済の事実を証するL/C等の書類の写し(輸入承認証の裏面に記載された税関申告番号との照合が可能となるよう、対応する輸入承認証の承認番号等を余白に明記すること。)

エ 1の(1)の②又は③に係る輸入割当証明書の写し

オ 輸入割当期別輸入通関実績集計表(別紙様式1)

カ 太平洋種にしんを自己の名と計算において輸入通関することが確実であることを証する書類(別紙様式2)及びこれに係る添付書類

キ 申請書類を持参する者が申請者(委任を受けた場合は委任を受けた者)の社員であることを証明する書類(別紙様式6)

①-2 1の(1)の④にいう追加の商社割当て(実績割当て)を申請する場合

ア 輸入割当申請書(2通)

イ 1の(1)の④に係る輸入割当証明書の写し

ウ 太平洋種にしんを自己の名と計算において輸入通関することが確実であることを証する書類(別紙様式2)及びこれに係る添付書類

エ 申請書類を持参する者が申請者(委任を受けた場合は委任を受けた者)の社員であることを証する書類(別紙様式6)

①-3 1の(1)の⑤にいう追加の商社割当て(実績割当て)を申請する場合

ア 輸入割当申請書(2通)

イ 1の(1)の⑤に係る輸入割当証明書の写し

ウ 1の(1)の⑤にいう輸入通関した実績を証する輸入承認証の原本及びその写し

エ 輸入割当消化状況報告書(別紙様式4(商社割当て追加申請用))

オ 太平洋種にしんを自己の名と計算において輸入通関することが確実であることを証する書類(別紙様式2)及びこれに係る添付書類

カ 申請書類を持参する者が申請者(委任を受けた場合は委任を受けた者)の社員であることを証明する書類(別紙様式6)

② 需要者割当てを申請する場合

ア 輸入割当申請書(2通)

イ 内示書に基づく発注書の原本及びその写し

ウ 申請書類を持参する者が申請者(委任を受けた場合は委任を受けた者)の社員であることを証明する書類(別紙様式6)

③ 海外水産開発割当てを申請する場合

ア 輸入割当申請書(2通)

イ 水産庁長官から認められたことを証する書類の原本及びその写し

ウ 申請書類を持参する者が申請者(委任を受けた場合は委任を受けた者)の社員であることを証明する書類(別紙様式6)

④ 先着順割当てを申請する場合

以下に掲げる書類の提出がない場合は、当該先着順割当てを行わないことがある。

ア 輸入割当申請書(2通)

イ 申請に係る輸入契約書(契約年月日、契約当事者、対象貨物、数量、金額、原産地、船積地及び船積予定日が明記されているもの。ただし、ファックスは認めない。)の原本及びその写し

ウ 誓約書(別紙様式3)

エ 申請に係る太平洋種にしんのインボイス又は船荷証券の写し

オ 申請書類を持参する者が申請者(委任を受けた場合は委任を受けた者)の社員であることを証明する書類(別紙様式6)

※ ①から④までに掲げる書類の原本は、確認後直ちに返却する。

3 輸入貿易管理規則第2条の2に規定する電子情報処理組織を使用した電子申請手続(商社割当て(実績割当て)の追加申請及び先着順割当てに係るものを除く。)

(1) 申請者の届出

電子申請を行おうとする者は、事前に申請者届出を原則として郵送にて行うこと。

① 必要書類

申請者届出書、届出理由書、登記簿謄本（法人の場合）、住民票（個人の場合）、返信用封筒（返信用切手を貼り、宛先を記入したもの）、委任状（法人代表以外の申請者の場合）、インターネット申請の場合には認証書及び秘密鍵用のFD（3.5inch、2HD、1.44MB フォーマット済みのもの）

※ 外国法人、外国人の場合は、登記簿謄本、住民票に替えて、所在の証明できる書類

② 郵送先

〒100-8901

東京都千代田区霞が関1丁目3番1号

経済産業省貿易経済協力局貿易管理部貿易管理課

③ その他、申請者の届出に係る運用は、平成12年3月23日付け輸出注意事項12第12号・輸入注意事項12第7号（特定手続等に係る申請者の届出について）の定めるところによる。

(2) 申請手続

輸入貿易管理規則（昭和24年通商産業省令第77号。以下「規則」という。）第2条の2に規定する経済産業省の使用に係る電子計算機（以下「専用電子計算機」という。）に備えられたファイルから入手可能な「輸入割当申請様式」に記載すべき事項を規則第2条第4項に規定する申請をする者の使用に係る入出力装置（以下「特定入出力装置」という。）から入力すること。

(3) ダイヤルアップ申請

① 申請書編集ソフトウェアは以下のいずれかを使用のこと。

ア ダイヤルアップ申請用申請書編集ソフトウェア

イ テキストエディタ

ウ XMLエディタ

② 受付電話番号

03-5251-3030

(4) インターネット申請

申請書編集ソフトウェアは以下のものを使用のこと。

インターネット申請用申請書編集ソフトウェア

(5) 品目コード

PH

(6) 受付窓口

貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課農水産室

(7) 申請受付時間

2の(2)の期日における毎週月曜日から金曜日までの午前9時から午後5時まで

※ 受付時間は、経済産業省に申請データが到着すべき時間（申請データが到着した場合は、到着確認シートが返信されます。）

(8) 添付書類

① 商社割当て（実績割当て）（追加申請を除く。）を申請する場合

ア 1の(1)の①及び②又は③にいう輸入通関した実績を証する輸入承認証

イ 1の(1)の①又は③にいう輸入通関した太平洋種にしん全量に係る代金の対外決済の事実を証するL/C等の書類（輸入承認証の裏面に記載された税関申告番号との照合が可能となるよう、対応する輸入承認証の承認番号等を余白に明記すること。）

ウ 1の(1)の②又は③に係る輸入割当証明書

エ 輸入割当期別輸入通関実績集計表（別紙様式1）

オ 太平洋種にしんを自己の名と計算において輸入通関することが確実であることを証する書類

(別紙様式2)及びこれに係る添付書類

② 需要者割当てを申請する場合

ア 内示書に基づく発注書

③ 海外水産開発割当てを申請する場合

ア 水産庁長官から認められたことを証する書類

④ 平成12年3月31日付け輸出注意事項12第15号・輸入注意事項12第8号(電子情報処理組織を使用して行う特定手続等の運用について。以下「運用通達」という。)の定めるところによる別紙参考様式第1による申請者本人が当該書類は原本と相違ないことを誓約した書類(以下「原本証明書」という。)

⑤ 規則別表第2で定める輸入割当証明書の交付を希望する場合は、申請者本人が記名押印又は署名し、交付を希望する理由を記載した交付依頼書(様式自由)

⑥ 上記書類のスキヤナ等により取り込んだ画像情報を特定入出力装置から入力し、専用電子計算機に備えられたファイルに記録し、又は、運用通達の定めるところによる別紙参考様式第2による電子申請に係る添付書類の送り状(以下「送り状」という。)を添付し、提出を要する添付書類及び原本証明書を当該申請の受付窓口に郵送又は提出すること。

⑦ 電子申請時に添付できるファイル拡張子は、以下のとおり。

jpeg、jpg、gif、pdf、txt、htm、html、xml

⑧ 電子申請における1申請の添付書類の受入可能容量は、10MBとする。なお、これを超える場合には、送り状を添付し、提出を要する添付書類及び原本証明書を当該申請の受付窓口に郵送又は提出すること。

⑨ ⑥及び⑧の郵送又は提出においては、返却を要しない書類又は資料の原本の提出を妨げない。

⑩ 審査に当たり、必要がある場合には、上記以外の書類及び上記書類の原本の提出を求めることがある。

4 内示書の交付

平成20年3月21日付け19水漁第3244号「太平洋種にしん」発注限度内示書発給要領」に定めるところによる。

5 海外水産開発割当ての認定書の発給

平成20年3月21日付け19水漁第3244号「太平洋種にしん」認定書(海外水産開発割当て)発給要領」に定めるところによる。

6 輸入割当限度数量

商社割当て(実績割当て)	30,000	メトリック・トン
需要者割当て	23,000	〃
海外水産開発割当て	33,000	〃
先着順割当て	6,000	〃
計	92,000	〃

7 輸入割当基準

(1) 商社割当て(実績割当て)

① 申請受付開始日(平成20年4月1日)に申請する者にとっては、6の輸入割当限度数量を2の(3)の①-1又は3の(8)の①により提出された1の(1)の①にいう期間に係る太平洋種にしんの輸入通関数量又は1の(1)の③にいう太平洋種にしんの輸入通関数量の範囲内で申請のあった数量を割り当てる。ただし、当該輸入割当数量の総計が輸入割当限度数量を超える場合には、輸入割当限度数量を当該輸入通関数量に応じあん分して得た数量の範囲内で、申請のあった数量を割り当てる。

② ①の結果、輸入割当数量の総計が輸入割当限度数量を下回った場合、①により商社割当て(実績割当て)を受けた者又は1の(4)により先着順割当てを受けた者を対象とし、追加の申請を受け付ける。1申請者1回当たりの割当数量は500トンを限度とし、申請のあった数量を6の輸入割当限度

数量に達するまで申請順に輸入割当審査会議での審査を経て割り当てる。ただし、輸入割当申請書の提出日ごとに午前10時までに受付場所に到着した申請者は同着とみなし、輸入割当申請数量の総計が輸入割当限度数量を超える場合には、申請受付後に、抽選により順位を決定し、輸入割当審査会議での審査を経て上位の者から輸入割当限度数量に達するまで輸入割当てを行うこととする。その際、申請者が多数の場合は申請受付後抽選を行うが、追加申請受付開始日（平成20年5月12日）に限り、申請受付前に、書類審査を受けることができる者を限定することがある。

(2) 需要者割当て

2の(3)の②又は3の(8)の②により提出された内示書に基づく発注書に記載された数量の範囲内で申請のあった数量を割り当てる。

(3) 海外水産開発割当て

2の(3)の③又は3の(8)の③により提出された水産庁長官が認めたことを証する書類に記載された数量の範囲内で申請のあった数量を割り当てる。

(4) 先着順割当て

契約数量の範囲内で申請のあった数量（インボイス又は船荷証券の写しにより確認できた数量に限る。）を6の輸入割当限度数量に達するまで申請順に割り当てる。

8 関税率表の番号等、商品名及び数量の表示単位

関税率表の番号等	商品名	数量の表示単位
0301・99-2	活、生鮮、冷蔵、冷凍、塩蔵、	
03・02	塩水づけ及び乾燥のにしん並び	キログラム
03・03	にしんのフィッシュミール	
03・04		
03・05		

9 その他の注意事項

(1) この輸入発表に係る輸入割当証明書により輸入できるにしんは、太平洋種にしん（*Clupea pallasii*）に限る。

(2) 先着順割当てを受けた者は、

- ① 輸入割当日から3か月以内に輸入通関すること。
- ② 提出した輸入契約書の契約内容が変更された場合は、変更後の契約書の原本及びその写しを速やかに貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課農水産室（水産班）へ提出すること。
- ③ ①の期間に当該輸入割当証明書のⅡに記載された数量の全部又は一部を輸入通関しなかった場合は、輸入承認証の有効期間満了日から10日以内に当該輸入割当証明書の原本、輸入承認証の写し及びその理由を記載した書面（不使用報告書）を貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課農水産室（水産班）へ提出すること。

なお、輸入通関数量（消化実績）が輸入割当数量の80%未満（2回以上の輸入割当てを受けた者にとっては、各々の輸入通関数量（消化実績）が輸入割当数量の80%未満）の場合であって、合理的な理由がないと認められるときには、来年度の先着順割当てを行わない。

(3) この輸入発表により輸入割当てを受けた者は、各月の輸入の有無にかかわらず、毎月10日までに輸入通関実績報告書（別紙様式5）を貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課農水産室（水産班）へ提出すること。

なお、先着順割当てを受けた者にとっては、当該輸入通関実績に係る輸入承認証の写し及び代金の対外決済の事実を証するL/C等の書類の写し（輸入承認証の裏面に記載された税関申告番号との照合が可能となるよう、対応する輸入承認証の承認番号等を余白に明記すること。）を併せて提出すること。

- (4) 上記のほか、提出のあった書類の原本等輸入割当てに際し必要な書類の提出を求めることがある。
- (5) 上記の報告書及び書類の提出を行わなかったときは、来年度の輸入割当てを行わないことがある。
- (6) 郵送による申請は、原則として認めない。
- (7) 需要者割当てを受ける場合であって、2以上の団体から発注を受けた者は、申請を一本化し、1申請で提出すること。
- (8) 本輸入発表により輸入割当てを受けた者については、割当て後に氏名（会社名）、住所及び当該割当品目の割当数量を公表する。
また、当該輸入割当てに対する輸入通関数量（消化実績）についても別途公表する。
- (9) 規則別表第1又は別表第2で定める輸入割当証明書の交付を受けた場合に係る輸入承認申請は、電子申請の対象外とする。
- (10) 電子申請に係る運用は、運用通達及び申請者届出後に配布される利用マニュアルを参照すること。

〔別紙様式1〕（過去に商社割当てを受けた者）

「太平洋種にしん」の輸入割当期別輸入通関実績集計表

住 所
会 社 名

（平成 年 月 日現在）

単位：kg

年 度 別		17年度	18年度	合 計
区 分				
①	輸入割当年月日			
②	輸入割当証明書番号			
③	輸入割当数量			
④	輸入承認数量			
⑤	平成19年1月31日までの輸入通関実績累計			
輸 入 通 関 実 績	平成19年 2月分			
	3月分			
	4月分			
	5月分			
	6月分			
	7月分			
	8月分			
	9月分			
	10月分			
	11月分			
	12月分			
	平成20年 1月分			
	⑥	合 計（平成19年2月～平成20年1月）		
⑦	輸入通関実績総計（⑤+⑥）			
⑧	輸入消化率（⑦÷③=%）			

（注）用紙は、A列4番横長とすること。

〔別紙様式1〕（過去に先着順割当てを受けた者）

「太平洋種にしん」の輸入割当期別輸入通関実績集計表

住 所
会 社 名

（平成 年 月 日現在）

単位：k g

年度別		18年度 (先着順割当て)	19年度 (先着順割当て)
区分			
①	輸入割当年月日		
②	輸入割当証明書番号		
③	輸入割当数量		
④	輸入承認数量		
輸 入 通 関 実 績	平成19年 5月分		
	6月分		
	7月分		
	8月分		
	9月分		
	10月分		
	11月分		
	12月分		
	平成20年 1月分		
	2月分		
	3月分		
	4月分		
	5月分		
	6月分		
	7月分		
	8月分		
	：		
⑤	合計（平成19年5月～ 平成 年 月）		
⑥	輸入消化率（⑤÷③＝％）		

（注）用紙は、A列4番横長とする。

[別紙様式 2]

太平洋種にしんを自己の名と計算において輸入通関することが確実であることを証する書類

項 目		太 平 洋 種 に し ん			
(1) 社 名					
(2) 登記簿上の住所 〔ビル名・階数明記〕					
(3) 実際の営業場所 (同 上)					
(4) 電 話 番 号					
(5) 代 表 者	氏 名	専従、非専従の別	非専従の場合 兼職先の名称 及び兼職先における役職名	兼職先の太平洋種にしんの輸入割当ての有無	
		専 ・ 非		有 ・ 無	
(6) そ の 他 の 役 員		専 ・ 非		有 ・ 無	
		専 ・ 非		有 ・ 無	
		専 ・ 非		有 ・ 無	
		専 ・ 非		有 ・ 無	
		専 ・ 非		有 ・ 無	
		専 ・ 非		有 ・ 無	
(7) 専 従 の 職 員 数		名			
(8) 太平洋種にしんの担当の役員及び職員 の氏名		(担当役員氏名)		(担当職員氏名)	
(9) 株主構成 〔持株数の順上位5名を記載〕	氏 名	持株数	持株数の 総株数に 占める比率	企業である場合には、太平洋種にしんの輸入割当ての有無	
			%	有 ・ 無	
			%	有 ・ 無	
			%	有 ・ 無	
			%	有 ・ 無	
			%	有 ・ 無	
(10) 太平洋種にしんの輸入代金の決済方法 〔①、②、③、④のいずれかに○をつけること〕		① L / C (開設銀行 : ② T / T ③ B / C		開設依頼人 : () ④その他	
(11) 国 内 販 売 先	社 名	種 別	数 量		

(以下は記入しないこと)

法人登記	可・否	役員構成	可・否 [親会社]	ホルダー 非ホルダー
独立の事務所	可・否	株主構成	可・否 [親会社]	ホルダー 非ホルダー
専従の役職員	可・否			
独立の会計処理	可・否	判 定	可・否 [1 会社としての実体なし 2 他のホルダーの支配あり	

- (注) 1 (5)、(6)及び(7)の欄における「専従」とは、他社の役員又は職員を兼務しておらず、当該企業の職務のみに従事することをいう(ただし、兼務の場合であっても、非常勤かつ無給の場合は専従とみなす。)
- 2 (11)の欄における種別には、加工業者、卸売業者、仲卸業者、デパート又はスーパー、その他の別を記載すること。
- 3 株式上場会社にあつては(6)の欄は太平洋種にしんの担当役員のみ記せばよい。
- 4 用紙は、A列4番縦長とすること。
- 5 (6)及び(11)の欄については書ききれない場合は別紙にしてもよい。

〔添付書類(各1部)〕

① 法人の場合

(株式上場会社)

- ・ 直近1か年の有価証券報告書(なお、ホームページに掲載されている場合には、そのアドレスを記した書類により代用することができる。)

(その他の者)

- ・ 法人の登記簿謄本の写し
- ・ 事務所建物の不動産登記簿謄本の写し又は賃貸借契約書の写し
- ・ 法人税に係る直近の確定申告で税務署に提出した確定申告書のうち別表一の写し
- ・ 直近1か年の決算報告書

② 法人以外の場合

- ・ 申請者本人の住民票の写し
- ・ 事務所建物又は自宅の不動産登記簿謄本の写し又は賃貸借契約書の写し
- ・ 所得税確定申告書等の写し又は所得証明書の写し

ただし、今回提出する添付書類が平成19年10月1日以降の輸入割当申請で既に提出したものと同一の場合には、当該書類についてはその旨を記載した理由書により代用することができる。

誓 約 書

経済産業大臣 殿

住 所
申請者名

印

平成20年3月21日付け輸入発表第21号に基づき行う本先着順割当ての申請に係る キロ
の太平洋種にしんについては、提出した輸入契約書の履行として、既に漁獲を終え、輸入契約の最終条件
について輸出者と合意済みのものであり、上記輸入発表等関係法令の規定に従い、全量確実に日本に輸入
するものであることを誓います。

なお、正当な理由なくして上記誓約に違反した場合には、次回以降の太平洋種にしんの先着順割当てに
ついて、いかなる取扱いを受けても異存ございません。

(注) 用紙は、A列4番縦長とすること。

〔別紙様式4〕（商社割当て追加申請用）

「太平洋種にしん」 輸 入 割 当 消 化 状 況 報 告 書

住 所

会 社 名

（平成 年 月 日現在）

単位：k g

割当方式		商社割当て（追加申請分）
区 分		
① 輸入割当年月日		
② 輸入割当証明書番号		
③ 輸入割当数量		
④ 輸入承認数量		
⑤ ④÷③=%		
輸 入 通 関 実 績	平成20年 5月分	
	6月分	
	7月分	
	8月分	
	9月分	
	10月分	
	11月分	
	12月分	
	平成21年 1月分	
	2月分	
⑥ 合計（平成20年5月～ 平成 年 月）		
⑦ 輸入消化率（⑥÷③=%）		

（注）用紙は、A列4番横長とすること。

〔別紙様式5〕

「太平洋種にしん」の輸入通関実績報告書

割当証明書番号	PH - (AE) - 07 -
割当方式 (該当を○囲み)	商社 ・ 需要者 海外水産開発 ・ 先着順
割当日	平成 年 月 日
割当数量 (KGS) (A)	

提出年月日 _____
 住 所 _____
 会 社 名 _____
 担 当 者 名 _____
 電 話 _____
 F A X _____

年	通関実績												年計	累計	残量	消化率 (%)	
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	(1~12月)	(B)	(A)-(B)	(B)/(A)	
															(前年からの累計)		
															(前々年からの累計)		

有効・失効の別 (該当を○囲み)	有効 ・ 失効
---------------------	---------

※ 失効とは次のいずれかの場合

- ①割当数量全量を消化した(消化率100%)場合
- ②ILの有効期限が到来した場合

※ 先着順割当てにあつては、次の2種類の書類を添付して下さい。

輸入承認証(IL)の写しの添付 (無の場合は理由を記入のこと)	有 ・ 無 ()
対外決済を証する書類の添付 (無の場合は理由を記入のこと)	有 ・ 無 ()

※ 各月の輸入の有無にかかわらず、毎月10日までに経済産業省貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課農水産室へ提出して下さい。

(注) 用紙は、A列4番横長とすること。

経済産業大臣 殿

申請者名
記名押印
又は署名
資 格

下記の者は当社の社員であることを証明し、平成20年3月21日付け輸入発表第21号に基づく「太平洋種にしん」の輸入割当てを申請します。

なお、下記の者が当社の社員以外の者と判明した場合には、いかなる措置を講じられても異存ありません。

記

役職名
氏 名